

平成 24 年度実施方針

国際部

1. 件 名

環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト/
シンガポールにおける国際共同研究開発・実証事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第 2 号及び第 1 0 号

3. 事業の背景・目的・目標

本事業は、少子高齢化社会、グリーン経済の実現など、世界的な課題に向けて日本が発信すべきイノベーションを支援し、一層の加速を目指すものである。

国家戦略会議が定めた「日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦～」(2011 年 12 月)は、グリーンイノベーション、ライフイノベーションなど「創造的イノベーション」を新たな産業・雇用の創出に結びつけるための取り組みとして位置づけた。さらに、「日本再生の基本戦略」の柱のひとつは世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化であり、「日本の再生は、国際的な発展を伴わずには実現できない」という認識のもと、保健・医療や防災、環境保全など我が国の優れたシステムを海外へ提供し、積極的な国際貢献を進めることを提言している。

単品の技術をグローバル市場に勝ち残るイノベーションにつなげるためには、実用化を見据えた研究開発が不可欠であり、成果をタイムリーに国内・海外に発信できる体制も必要である。システムを早期にグローバル市場に投入し、市場における優位性を確保するためには、研究開発・実証の一連の活動をスピード感を持って行うこと、当初からグローバル市場を視野に入れ十分に情報収集すること、一連の活動を行いやすくまた成果を情報発信しやすいサイトを活用することなどが有用と考えられる。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という)は、2010 年 11 月、シンガポール国家研究基金(National Research Foundation; 以下「NRF」という)との間で、エネルギー・環境技術及び産業技術を対象とした研究開発に関する包括的な協力について、覚書(MOU)を締結した。

NRF は首相が議長を務める研究・イノベーション・企業会議(Research, Innovation and Enterprise Council)の下、シンガポール政府の R&D 計画に基づいたプログラム

への資金提供を行っている。

国土が狭く天然資源に乏しいシンガポールは海外から産業誘致、企業誘致を積極的に推し進めている。学術研究分野においても世界から有能な人材を集めることに積極的であり、海外の大学との共同研究の拠点であるCREATE (Campus for Research Excellence & Technological Enterprise (先端研究・技術企業キャンパス))にはマサチューセッツ工科大学(MIT)はじめ世界各地の大学が研究センターを開設している。シンガポール政府の2006年～2010年のR&D予算は135億5000万シンガポールドル(約8700億円)、2011年～2015年はさらにそれを上回り161億シンガポールドル(約1兆336億円)であり、R&Dを引き続き重視する方針を打ち出している。

NRFの最近の関心のひとつが、シンガポールの大学等研究機関と、R&Dを行う企業との協調である。大学等と企業の協調によりR&Dをより活発化させる狙いのもと、NRFは研究者・大学院生などを助成するプログラムを検討している。企業がシンガポールの大学等研究機関と協調してR&Dを行う場合、それに参画する研究者・大学院生にかかる人件費や設備などについてNRFが助成するものである。このプログラムで対象にするのは実用志向(use-inspired)の研究開発であり、研究水準の高さだけでなく、企業による市場化を重視している。

これは、本事業が目指す、実用化を見据えたイノベーションという目的と一致しており、さらにASEANのハブとして機能するのみならず中国・インド等にも広く事業を展開するシンガポールを連携場所とすることは、海外展開を目指す日本の企業にとってもメリットがある。

本事業では、日本とシンガポールの企業、大学等研究機関が連携し、新たな価値を生み出すイノベーションが促進されるよう、NEDO、NRF双方による共同支援を目指す。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

(1) 対象分野

環境、医療、その他環境・医療分野に資する技術(環境、バイオ・医療、機械システム、電子・ナノ材料等)。ただし、再生可能エネルギー、省エネルギー、水処理・水循環分野の技術は対象から除く。

(2) 研究開発の内容

上記対象分野において日本とシンガポールの企業、大学等研究機関が参加する国際共同研究開発・実証等を実施する。本事業については、公募により研究開発・実証テーマを募集する。

(3) 研究開発の実施体制

本研究開発・実証は、日本とシンガポールの企業、大学等研究機関で実施し、日本側の参加者はNEDOが支援を行い、シンガポール側の参加者はNRFの支援を受けることを目指す。日本ーシンガポールの参加者でコンソーシアムを組んだ上で、応募するものとする。

NEDOは、原則単独ないし複数の本邦の企業、大学等の研究機関（原則、国内に研究機関を有していること。ただし国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用の観点から国外企業との連携が必要な場合はこの限りではない）から公募により事業実施者を選定後、委託にて実施する。

日本側の参加者はシンガポール側の参加者と共同研究契約を結ぶものとし、NRFはシンガポール側の参加者に対し助成を行う。なお、本事業は国際共同研究・実証等に係る事業であるため、委託により実施する。

(4) 達成目標

本事業終了後、3年～5年程度で実用化を開始できるレベルの成果を生み出すことを達成目標とする。

事業者は、実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行った上で、本事業実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済活性化と産業競争力強化に貢献することを目標とする。

4. 2 事業実施方針

(1) 実施方法

委託により行う。

(2) 予算規模

平成24年度 一般会計 500百万円（新規・委託事業）

注）事業規模については変動があり得る。

ただし、企業等については、間接経費及び補助員費を委託対象経費に含めない。

(3) 実施期間

本事業は、原則、平成24年度から平成26年度までとする。

(4) 採択予定件数

採択予定件数は定めない。（1件あたり数億円程度を上限。）

(5) 審査の観点

採択に当たっては、提案された計画全体の内容、(日本側の参加者の) 研究開発能力・体制・事業計画、シンガポール側の参加者との共同実施体制、共同事業の波及効果、等を総合的に判断して審査を行う。

5. 事業の実施方式

5. 1 公募

(1) 掲載する媒体

NEDOホームページで行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月以上前にNEDOホームページで行う。(平成23年中に実施済み)

(3) 公募時期・公募回数

平成24年7月に実施する。

(4) 公募期間

原則30日間以上とする。

(5) 公募説明会

川崎にて開催する。

5. 2 採択方法

(1) 審査方法

公募要領に合致する応募を対象に、外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

なお、NEDOに対して応募のあった提案内容のうちシンガポール側の参加者の提案については、NRFにおいて独自に審査を行う。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則、90日間以内とする。

なお、シンガポール側の参加者に対する審査期間はNRFの規定に従う。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、N E D Oから応募者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

なお、シンガポール側の参加者に対してはN R Fより通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、応募者の名称、事業の概要をN E D Oホームページで公表する。

6. その他重要事項

(1) 事業終了後の取り扱い

N R F側でのシンガポール側の参加者への支援期間がN E D Oの実施期間より長期となる採択テーマについては、必要に応じ、各テーマの終了時点における研究開発目標の達成状況等を確認した上で、シンガポール国の研究開発終了時点まで、継続研究を実施することとする。

(2) 評価

N E D Oは、我が国の政策的及び技術的な観点及び事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、事業評価を事業終了後速やかに実施する。継続研究への移行に当たっては、必要に応じ、事業終了前に外部有識者を活用して行う評価の結果を参考として移行の判断を行う。

(3) 運営・管理

事業の管理・執行に責任を有するN E D Oは、関係機関等と密接な関係を維持しつつ、事業の目的及び目標にむけて適切な運営管理を実施する。

また、委託先から適宜進捗状況報告を受ける。

(4) 複数年度契約の実施

平成 24～26 年度の複数年度契約を行う。

(5) 研究開発成果の取り扱い

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「独立行政法人 新エネルギー・産業技術開発機構 新エネルギー・産業技術業務方法書」第 26 条等の規定に基づき、業務委託契約約款第 31 条に定めるとおり、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

7. スケジュール

平成 24 年 7 月中旬・・・公募開始

平成 24 年 7 月下旬・・・公募説明会

平成 24 年 8 月下旬・・・公募締切
平成 24 年 10 月中・下旬・・・採択審査委員会、契約・助成審査委員会
(年間スケジュールについては、多少の変動はありえる。)

8. 実施方針の改定履歴

(1) 平成 24 年 7 月 30 日 制定

以上

(別紙)
実施体制図

